



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

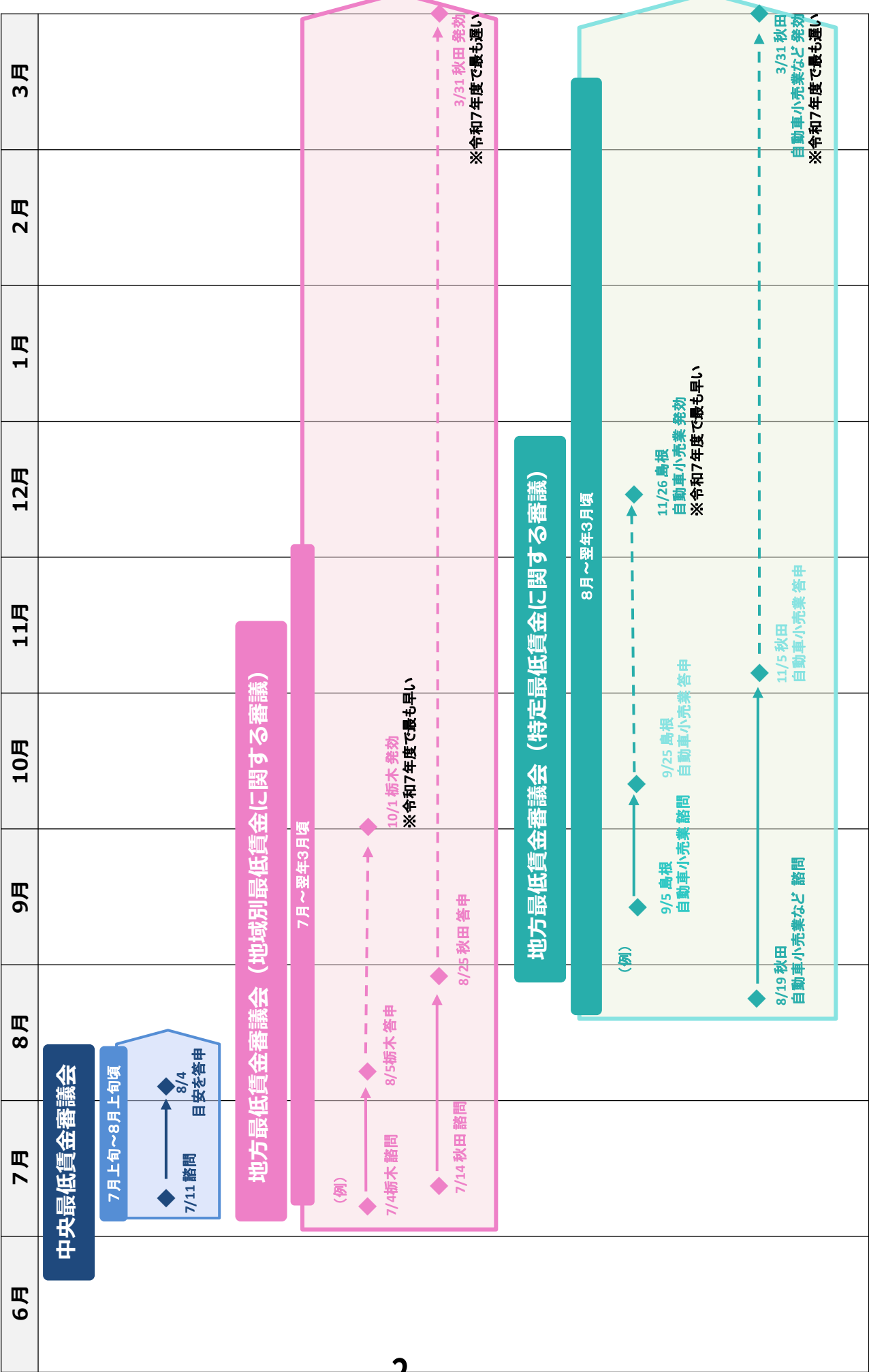
1 目 安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ

資料No 1

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ（令和7年度の例）



令和7年度 地域別最低賃金額一覧

ランク	都道府県	最低賃金額 (円)※時間額		引上額	答申日	発効日
		R7	R6			
A	埼玉	1,141	(1078)	63	R7.8.8	R7.11.1
	千葉	1,140	(1076)	64	R7.8.7	R7.10.3
	東京	1,226	(1163)	63	R7.8.7	R7.10.3
	神奈川	1,225	(1162)	63	R7.8.8	R7.10.4
	愛知	1,140	(1077)	63	R7.8.21	R7.10.18
	大阪	1,177	(1114)	63	R7.8.19	R7.10.16
	北海道	1,075	(1010)	65	R7.8.8	R7.10.4
B	宮城	1,038	(973)	65	R7.8.8	R7.10.4
	福島	1,033	(955)	78	R7.9.5	R8.1.1
	茨城	1,074	(1005)	69	R7.8.18	R7.10.12
	栃木	1,068	(1004)	64	R7.8.5	R7.10.1
	群馬	1,063	(985)	78	R7.8.26	R8.3.1
	新潟	1,050	(985)	65	R7.8.6	R7.10.2
	富山	1,062	(998)	64	R7.8.18	R7.10.12
	石川	1,054	(984)	70	R7.8.12	R7.10.8
	福井	1,053	(984)	69	R7.8.12	R7.10.8
	山梨	1,052	(988)	64	R7.8.27	R7.12.1
	長野	1,061	(998)	63	R7.8.7	R7.10.3
	岐阜	1,065	(1001)	64	R7.8.21	R7.10.18
	静岡	1,097	(1034)	63	R7.8.26	R7.11.1
	三重	1,087	(1023)	64	R7.8.15	R7.11.21
	滋賀	1,080	(1017)	63	R7.8.8	R7.10.5
	京都	1,122	(1058)	64	R7.8.27	R7.11.21
	兵庫	1,116	(1052)	64	R7.8.8	R7.10.4
	奈良	1,051	(986)	65	R7.8.8	R7.11.16

ランク	都道府県	最低賃金額 (円)※時間額		引上額	答申日	発効日
		R7	R6			
B	和歌山	1,045	(980)	65	R7.8.21	R7.11.1
	島根	1,033	(962)	71	R7.8.18	R7.11.17
	岡山	1,047	(982)	65	R7.8.20	R7.12.1
	広島	1,085	(1020)	65	R7.8.18	R7.11.1
	山口	1,043	(979)	64	R7.8.19	R7.10.16
	徳島	1,046	(980)	66	R7.9.1	R8.1.1
	香川	1,036	(970)	66	R7.8.20	R7.10.18
C	愛媛	1,033	(956)	77	R7.9.1	R7.12.1
	福岡	1,057	(992)	65	R7.8.20	R7.11.16
	青森	1,029	(953)	76	R7.8.28	R7.11.21
	岩手	1,031	(952)	79	R7.8.28	R7.12.1
	秋田	1,031	(951)	80	R7.8.25	R8.3.31
	山形	1,032	(955)	77	R7.9.3	R7.12.23
	鳥取	1,030	(957)	73	R7.8.8	R7.10.4
	高知	1,023	(952)	71	R7.8.29	R7.12.1
	佐賀	1,030	(956)	74	R7.8.26	R7.11.21
	長崎	1,031	(953)	78	R7.9.2	R7.12.1
	熊本	1,034	(952)	82	R7.9.4	R8.1.1
	大分	1,035	(954)	81	R7.9.4	R8.1.1
全国加重平均	宮崎	1,023	(952)	71	R7.8.25	R7.11.16
	鹿児島	1,026	(953)	73	R7.8.29	R7.11.1
	沖縄	1,023	(952)	71	R7.8.26	R7.12.1
		1121	(1055)	66		

特定最低賃金について

- 地域別最低賃金が全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであるのに対し、特定最低賃金は、特定の産業又は職業について、関係労使のイニシアティブに基づき、地域別最低賃金に上乘せをするもの(※)。
- (※) 特定最低賃金が設定された場合でも、使用者が、その雇用する労働者に対し、特定最低賃金を超える賃金を支払うことは禁じられていない。
- 関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定される。
- 令和8年4月1日現在、全国で223件設定(うち地域別最賃を上回るのは112件)。概ね都道府県の産業別に適用されており、全国単位のもの1件のみ(平成12年以降、改正されず)。

4

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ <u>労使の取組を補完するもの</u>	○ <u>すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット</u>
適用対象	○ <u>産業又は職業ごとに適用</u> (実際は、概ね都道府県の産業別に適用されている)	○ <u>産業・職業を問わずすべての労働者に適用</u> ○ <u>都道府県ごとに適用</u>
決定方式	○ <u>関係労使の申出により新設、改正又は廃止</u> 新設 : <u>対象労働者の2分の1以上の労働協約等</u> 改正・廃止: <u>対象労働者の3分の1以上の労働協約等</u>	○ <u>行政機関に決定を義務付け</u> (全国各地域について必ず決定)
	○ <u>新設、改廃を含め運用は労使のイニシアティブによる</u>	

特定最低賃金の設定・改正・廃止の要件

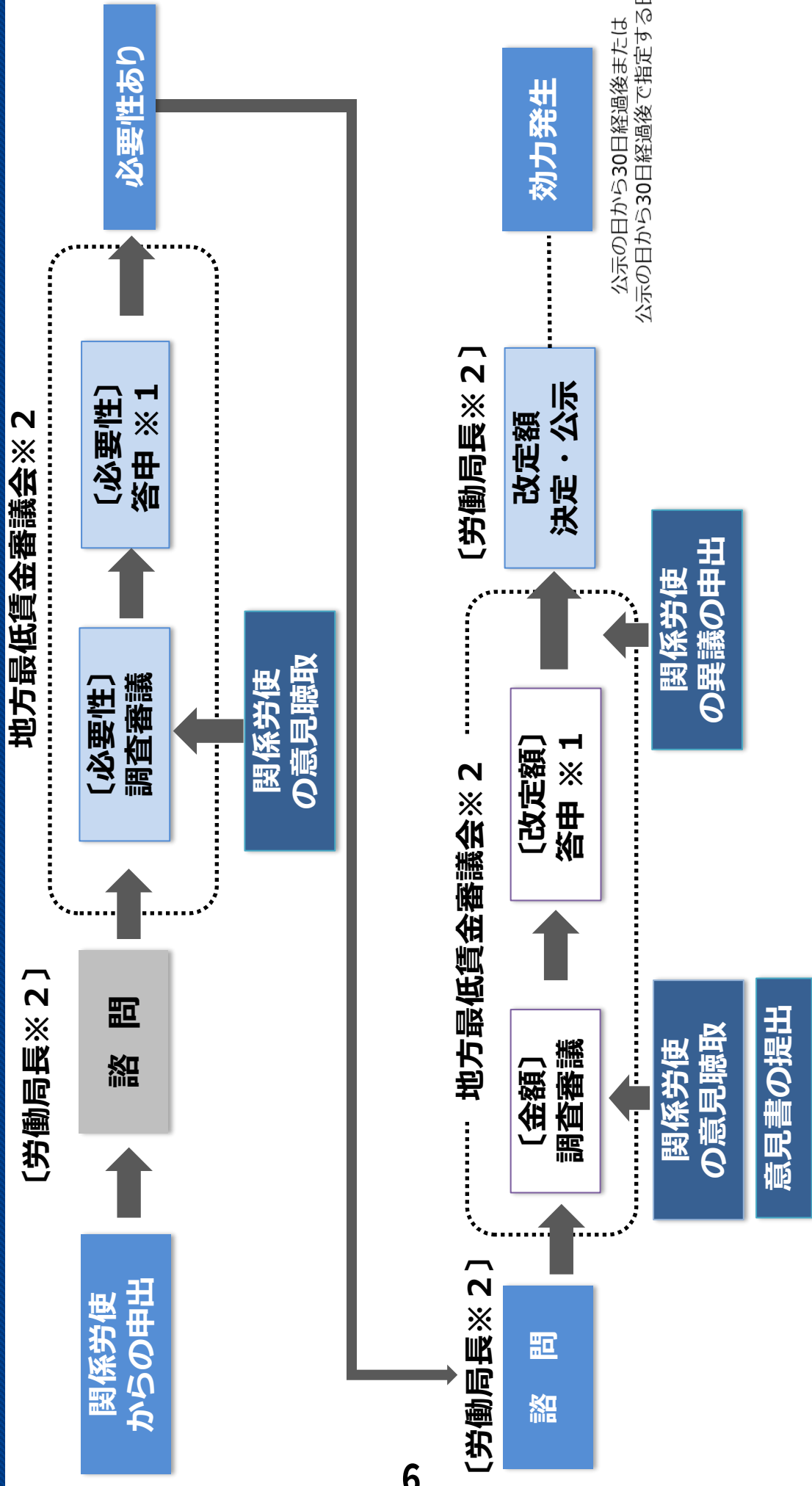
- 特定最低賃金は労使のイニシアティブによる取組であり、(1) (2) の2つの枠組みとすることや、新設・改正・廃止の要件等については、いずれも中央最低賃金審議会における労使の話し合いの下、両者の合意に基づき定められている。
- 特定最低賃金は、一定規模の労働協約の締結等を要件としているため、実際に設定されているものは、製造業など、労働組合の組織率が比較的高く交渉力がある産業（製造業）となる傾向がある。地域別最低賃金の大幅な引上げが続く中、改正がなされず、結果として地域別最低賃金を下回るものが近年増加している。

(1) 労働協約ケース：関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数（原則として1,000人以上）に適用される賃金の最低額に関する合意（労働協約）がある場合	
新しく決定する場合の申出の要件	
① 基幹的労働者の <u>2分の1以上</u> が労働協約の適用を受けること	① 基幹的労働者の概ね <u>3分の1以上</u> が労働協約の適用を受けること
② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の <u>全部の合意</u> により行われる申出であること	② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の <u>全部の合意</u> により行われる申出であること

(2) 公正競争ケース：事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合	
新しく決定する場合の申出の要件	
○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合（注）	○ 適用される労働者又は使用者の概ね <u>3分の1以上</u> の合意による申出等

(注)「一般の産業では企業間に賃金格差は存在し、またその生ずる原因は多様。賃金格差の程度について一定基準を定めることは適当ではない」、「競争関係の存在を前提にして、『より高いレベルでの公正競争』確保の必要性について、疎明の内容、関係労使間の合意形成の状況等を踏まえ審議会において適切な判断がなされることを期待」する旨、同じく労使合意で定められている。

特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ

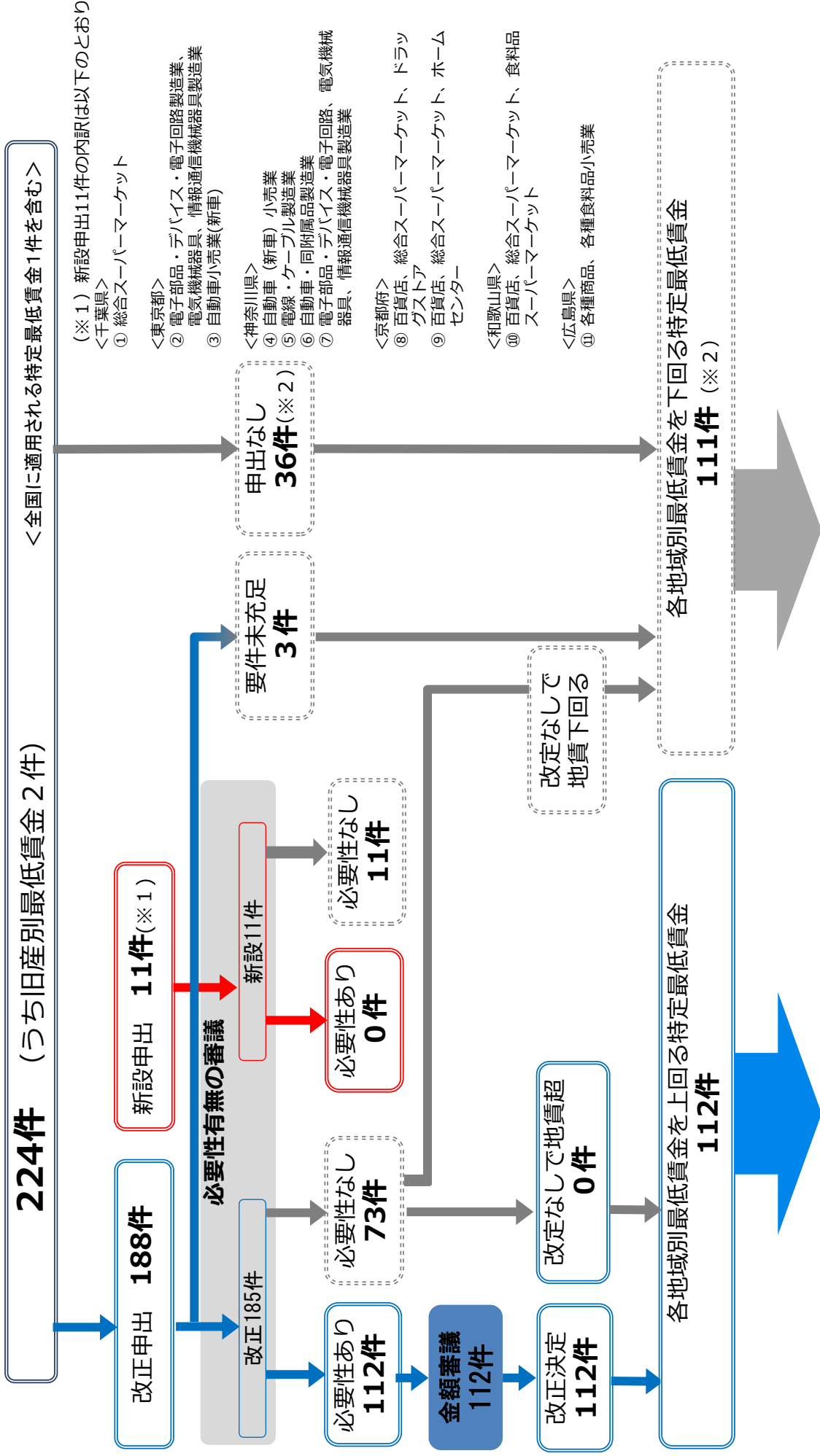


※1 特定最低賃金の決定・改正・廃止の必要性や、金額審議については、**全会一致**の議決に至るよう努力するものとされている
(**労使合意による取り決め**)。

※2 特定最低賃金の適用区域が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会が中央最低賃金審議会に読み替える。

令和7年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果

令和7年4月時点の特定最低賃金



令和8年4月1日時点の特定最低賃金
223件 (うち旧産別最低賃金1件)

＜全国に適用される特定最低賃金1件を含む＞
(※2) 旧産別最低賃金1件は最低賃金法第17条に基づき3月31日限りで廃止されている

最低賃金法第17条：特定最低賃金が著しく不適当となった場合、労使の申出を待つことなく厚生労働大臣又は都道府県労働局長自らが職権で廃止することができる。

特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について①

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金の決定等（決定、改正又は廃止のことをいう。以下同じ。）に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとされている。実際の必要性の有無に関する調査審議に当たっては、以下を参考に、関係労使（当該産業を含めた関係労使）が参加することにより、より実質的な審議が行われることが期待されている。

新産業別最低賃金と旧産業別最低賃金

特定最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金等の転換等について」に基づき、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準より高い最低賃金を必要と認めた場合に、その労使の申出により設定することとされた「新産業別最低賃金」と、同答申に基づき平成元年以降改正を行わないこととされた「旧産業別最低賃金」がある。

昭和61年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」

2 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性に関する決定

(1) 新産業別最低賃金の決定等の必要性についての諮問等

(略)

□ 上記イにより新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無について諮問を行った場合、その後の審議会の運営に当たっては特に次の点に留意するものとする。

(イ) 関係労使の意向や当該産業の実態等が十分反映されるよう関係労使の意見を必ず聴取すること。

また、必要に応じ審議会に各側委員から構成される小委員会等を設けるなど効率的な審議に努めること。

(ロ) 及び (ハ) (略)

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」（平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承）

2 運用面の改善について具体的な対応

(2) 産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善

① 中小企業関係労使の意見の反映

産業別最低賃金の設定による影響を受けやすい中小企業関係労使の意見が十分に反映されるようにするため、審議会委員の選任や参考人の意見聴取に当たって、中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴取に配慮すること。

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」（平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承）

2 関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善

(1) 関係労使のイニシアティブ発揮による改善

① 関係労使当事者間の意思疎通

産業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者(使用者団体を含む。)又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

② 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

③ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

審議前の勉強会等

関係労使当事者間の意思疎通を図るために、審議前の勉強会の実施や運営に関する議論を行っている事例

- 労働者側委員は、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張。使用者側委員は、地域別最低賃金が過去最高の上昇であることを踏まえ「改正の必要性なし」と主張。

審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、審議の場において、公益委員から「特定最低賃金が労使のイニシアティブによって決定する」という制度趣旨を改めて説明した上で、労働者側委員・使用者側委員に対し、根拠を示して主張を行うよう働きかけを行っている。

- ⑩ 第1回専門部会開催前に勉強会を実施し、特定最低賃金について理解を深めている。また、運営委員会において、特定最低賃金の運営の在り方に関する議論を行っている。

審議の中での取組

公益委員による争点の明確化と働きかけにより、労使当事者間の自主的な協議がなされた結果、「必要性あり」へと合意形成が図られた事例

- 改正決定の必要性の有無の審議において、複数の業種について、労働者側委員と使用者側委員との主張が対立し議論が平行線となる中、公益委員が争点を明確化した上で、自主的な協議の重要性を示し、審議の継続を提案。これを受け、労使双方が協議継続に合意した。
- その後、労働者側委員と使用者側委員で協議を重ねた結果、複数の業種について順次結審に至るとともに、残る業種についても考え方の整理が進み、最終的に折り合いが付き「必要性あり」で結審した。

(注) 参考事例は、令和6年度・7年度の地方最低賃金審議会の審議等の実態をもとに労働基準局賃金課にて作成。

審議の中での取組

小委員会において、当該産業の労使を参考人として招致し、率直な意見交換を行った結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となった事例

- 労働者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張したが、使用者側委員は厳しい経営環境を踏まえ慎重姿勢を示していたため、小委員会を設置し、当該産業の労使を参考人として招致し、率直な意見交換を行った。
- 小委員会での意見交換の結果、当該産業は県内の主要産業であること、人口流出への対応等の観点から特定最低賃金の必要性について認識が共有され、使用者側も現実的な金額設定を前提に改正を容認するなど歩み寄りが見られ、最終的に労使の認識が一致し「改正の必要性あり」として全会一致となった。

審議の中での取組

産業の優位性確保の観点を踏まえ、関係労使の合意形成により「改正の必要性あり」となった事例

- 当該産業における賃金水準の優位性を維持する必要性を整理したうえで、物価上昇率、春季労使交渉結果、企業の賃金支払能力から賃金引上げは可能であり、人材確保の観点を踏まえ、「改正の必要性あり」と判断され、その後の金額審議では、産業の実情に基づく判断が行われた。
- 小委員会の設置、当該産業の労使を参考人として招致したほか、現場視察の実施等、審議過程においても様々な取組が行われ、労働者側委員と使用者側委員の共通認識の形成が図られた。

特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

審議の中での取組

労働者側委員が、使用者側の意見を踏まえた審議を行う旨を表明した結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、業界を取り巻く環境の厳しさを理由に当初「必要性なし」と主張。使用者側参考人の意見陳述を聞いた労働者側委員から「使用者側の状況、産業界の状況を踏まえた金額審議を行う」との回答があったため、使用者側委員は意向を変更し「改正の必要性あり」とした。
- 次年度の審議運営について検討を行った結果、審議日数を十分確保するとともに、産業界の意見が反映されるよう産業界代表からの意見提出に加え、意見聴取も実施することとなった。

11

審議終了後に次年度に向けた調整を実施

「改正の必要性なし」となったが、次年度の審議に向けて、該当産業の関係労使が参加した審議の調整をすることとなった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、データに基づく根拠（厳しい経営環境におかれる中小企業の負担感や、地域別最低賃金の大幅な上昇等によって地域別最低賃金に対する該当産業の賃金の優位性が認められないこと等）を示し、「改正の必要性なし」と主張。
- 審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、労働者側委員の提案を踏まえ、次年度における改正の必要性審議に向けて、該当産業の労使が新たに参加する方向で調整を行っている。

労使双方の歩み寄りが十分に行われなかった例

労使双方の主張の歩み寄りや次年度につながる調整が十分に行われていない事例

- 改正決定の必要性の有無の審議において、労働者側委員が、県の基幹産業であること、産業の魅力向上、人材確保等の観点から「必要性あり」と主張したのに対し、使用者側委員は、厳しい経営環境や地域別最低賃金が近年、大幅に引き上げられていることを理由に「改正の必要性なし」と主張。
- いかなる状況であれば「改正の必要性あり」となり得るのかといった具体的な議論がないまま、審議が終了している。

インターネットでの掲載

統計課 令和8年7月28日

令和2年(2020年)基準 岐阜市消費者物価指数

令和8年6月分

概 況

- 総合指数は令和2年を100として115.0
前月比は0.2%の上昇 前年同月比は2.5%の上昇
- 生鮮食品を除く総合指数は114.5
前月比は0.3%の上昇 前年同月比は2.3%の上昇
- 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は113.8
前月比は0.3%の上昇 前年同月比は2.7%の上昇。

図1 消費者物価指数の推移

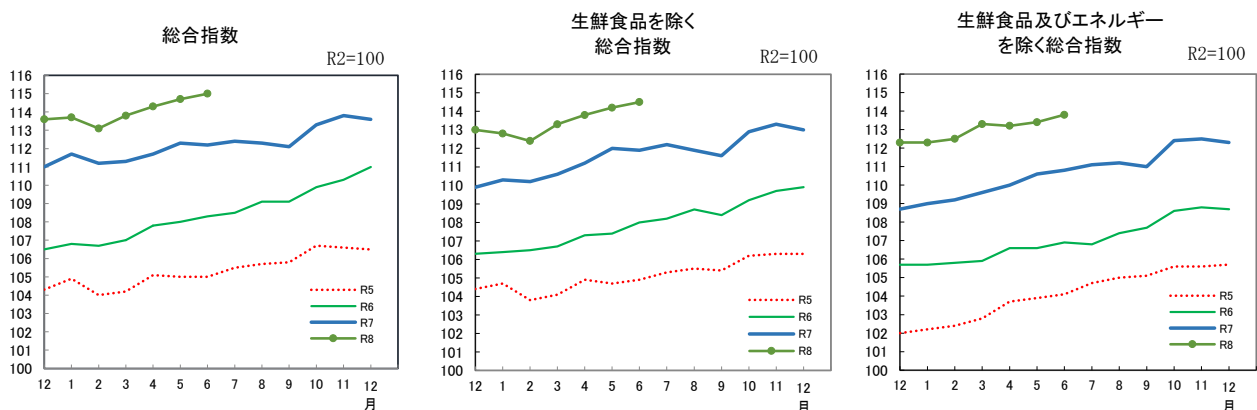


表1 総合指数、前月比及び前年同月比

			令和7年							令和8年					
			6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
岐阜市	総合指数	指数	112.2	112.4	112.3	112.1	113.3	113.8	113.6	113.7	113.1	113.8	114.3	114.7	115.0
		前月比 (%)	-0.1	0.2	-0.1	-0.1	1.0	0.4	-0.1	0.1	-0.5	0.6	0.4	0.4	0.2
		前年同月比 (%)	3.6	3.6	2.9	2.8	3.1	3.1	2.4	1.8	1.7	2.2	2.4	2.1	2.5
	生鮮食品を除く総合指数	指数	111.9	112.2	111.9	111.6	112.9	113.3	113.0	112.8	112.4	113.3	113.8	114.2	114.5
		前月比 (%)	-0.1	0.2	-0.3	-0.2	1.2	0.4	-0.3	-0.1	-0.4	0.8	0.5	0.3	0.3
		前年同月比 (%)	3.7	3.7	2.9	2.9	3.4	3.3	2.7	2.2	1.9	2.4	2.3	1.9	2.3
	生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数	指数	110.8	111.1	111.2	111.0	112.4	112.5	112.3	112.3	112.5	113.3	113.2	113.4	113.8
		前月比 (%)	0.1	0.3	0.0	-0.2	1.3	0.1	-0.2	0.0	0.2	0.6	-0.1	0.2	0.3
		前年同月比 (%)	3.6	4.0	3.5	3.0	3.6	3.5	3.3	3.0	3.0	3.4	2.9	2.5	2.7
全国	総合指数	指数	111.7	111.9	112.1	112.0	112.8	113.2	113.0	112.9	112.2	112.7	113.0	113.5	113.6
		前月比(季節調整値)(※)(%)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4	0.4	-0.1	-0.2	0.2	0.4	0.1	0.4	0.3
		前年同月比 (%)	3.3	3.1	2.7	2.9	3.0	2.9	2.1	1.5	1.3	1.5	1.4	1.5	1.7

※ 全国総合指数の前月比については、季節調整値としている。

注) 前月比及び前年同月比については、端数処理前の指数値を用いて計算しているため、公表された指数値を用いて計算した値とは一致しない場合がある。

雇用失業情勢

有効求人倍率の状況

求人・求職・求人倍率の状況

区分	有効求人数		有効求職者数		有効求人倍率		新規求人倍率	
	(季節調整値) (人)	前月比 (%)	(季節調整値) (人)	前月比 (%)	(季節調整値)	前月比 (P)	(季節調整値)	前月比 (P)
令和7年6月	41,026		28,586		1.44		2.58	
8年5月	41,353	0.5	28,405	0.3	1.46	0.07	2.82	0.42
8年6月	41,768	1.0	28,534	0.5	1.46	0.00	2.53	△ 0.29

資料出所：岐阜労働局職業安定課



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

岐阜県の経済状況等に関する補足資料

14

岐阜労働局

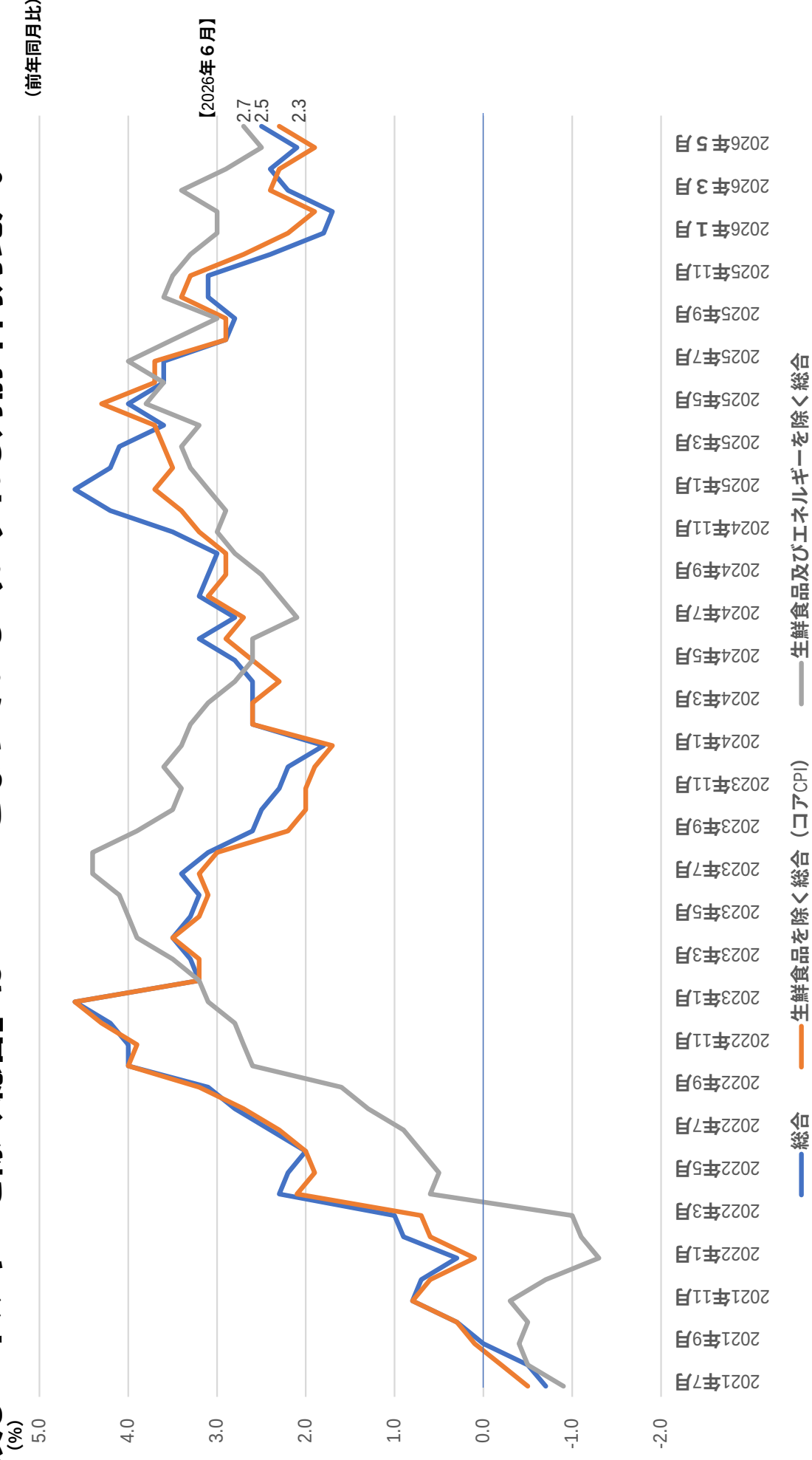
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

資料№ 4

1. 岐阜市消費者物価指数の推移（対前年同月比）	…P3
2. 消費者物価地域差指数（東海）	…P4
3. 岐阜県景気動向指数（CI：コンポジット・インデックス）	…P5
4. 日銀短観による東海地域業況判断DIの推移	…P6
5. 法人企業景気予測調査（企業の景況判断：岐阜県内分）	…P7
6. 春闘賃上げ率と所定内給与の対前年増加率	…P8
7. 所定内給与（東海）	…P9
8. 県内総生産額と一人当たりの県民所得（東海）	…P10

1 岐阜市消費者物価指数の推移（対前年同月比）

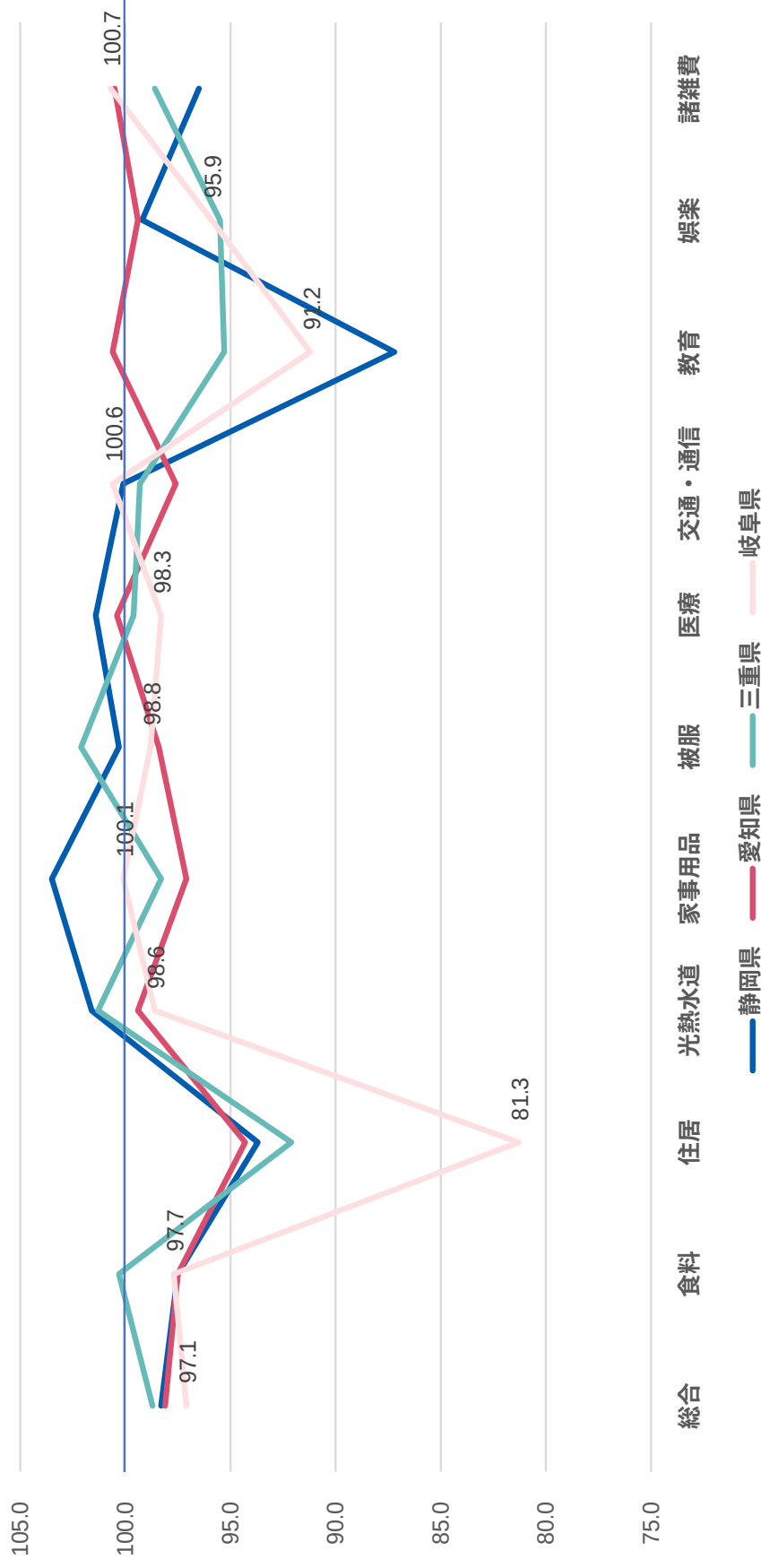
○2026年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.5%、「生鮮食品を除く総合」は+2.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.7%となっている（いずれも対前年同月比）。



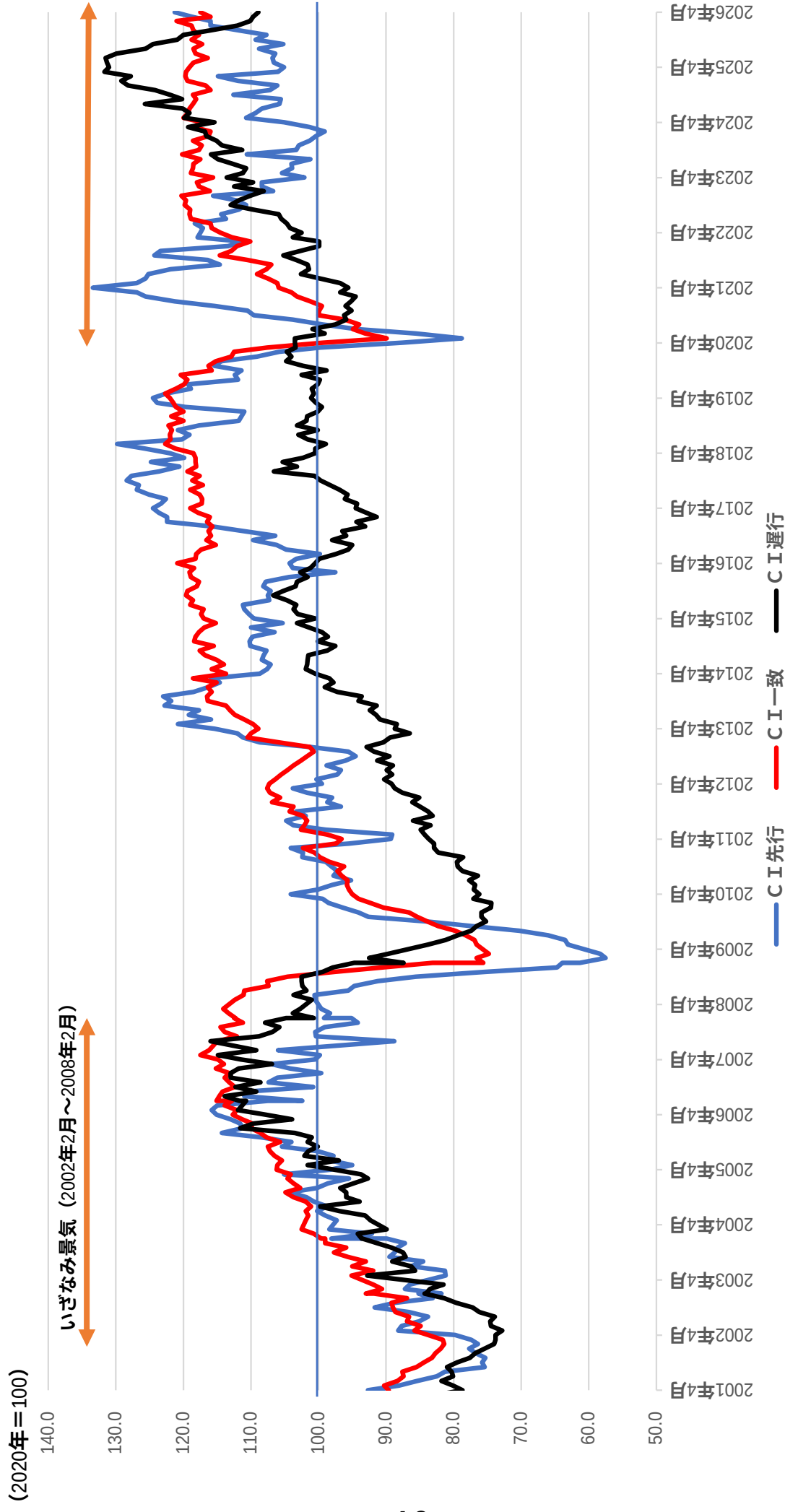
2 消費者物価地域差指数（東海）

- 2024年の消費者物価地域差指数（総合指数）をみると、三重県が東海で最も物価水準が高い。
- 岐阜県は全国44位。費目別では、交通・通信（全国8位）、諸雑費（同13位）、家具・家事用品（同21位）が高くなっている。
- 岐阜県の特徴として、住居（全国47位）に係る物価の低さが突出している。

消費者物価地域差指数（全国平均＝100）



3 岐阜県景気動向指数（CI：コンポジット・インデックス）

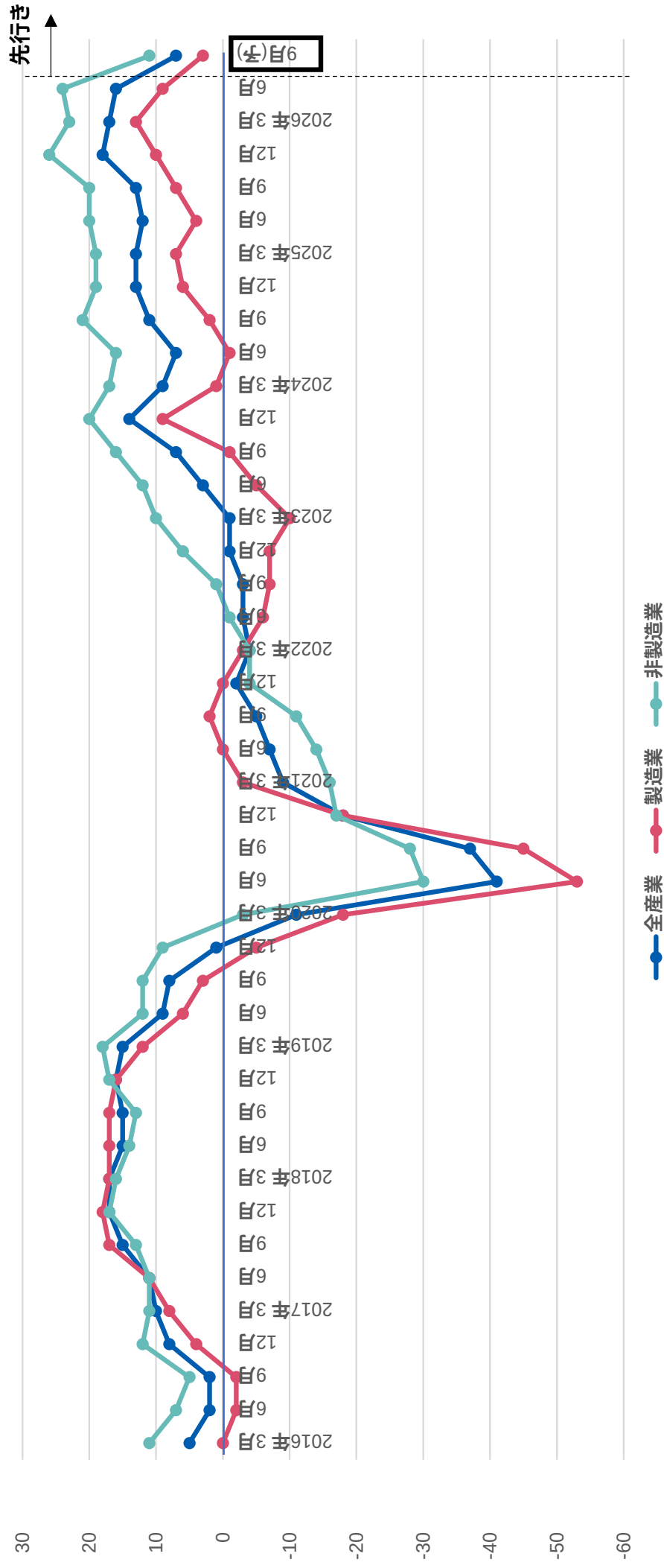


CI先行指数：景気の動きに対し、先行して動く指標。景気の先行きに対する予測を行うときに参照される。
 CI一致指数：景気の動きに対し、一致して動く指標。景気の現状を把握するのに用いられる。
 CI遅行指数：景気の動きに対し、遅行して動く指標。景気の転換点を確認するものとして利用される。

4 日銀短観による東海地域業況判断DIの推移

○日銀短観による東海地域の業況判断DIの推移をみると、2020年代前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移し、直近はおおむね横ばいである。

(%ポイント：「良い」－「悪い」)



6 春闘賃上げ率と所定内給与の対前年増加率

○連合岐阜によれば、2026年春闘の第1回答集計（3月25日）で、定昇相当込みの賃上げは、賃上げ額18,867円（昨年度日1,156円増）、賃上げ率6.34%。
最終の第6回答集計結果（7月3日）の賃上げ額・賃上げ率は、16,010円・5.00%昨年同時期比1,156円増・0.10ポイント増）となった。このうち、300人未満の中小組合においては14,216円・4.98%（同1,096円増・0.07ポイント増）であった。

○2025年平均では、常用労働者の所定内給与の増加率（+0.7%）は物価（コアCPI）の上昇率（+3.4%）を下回った。



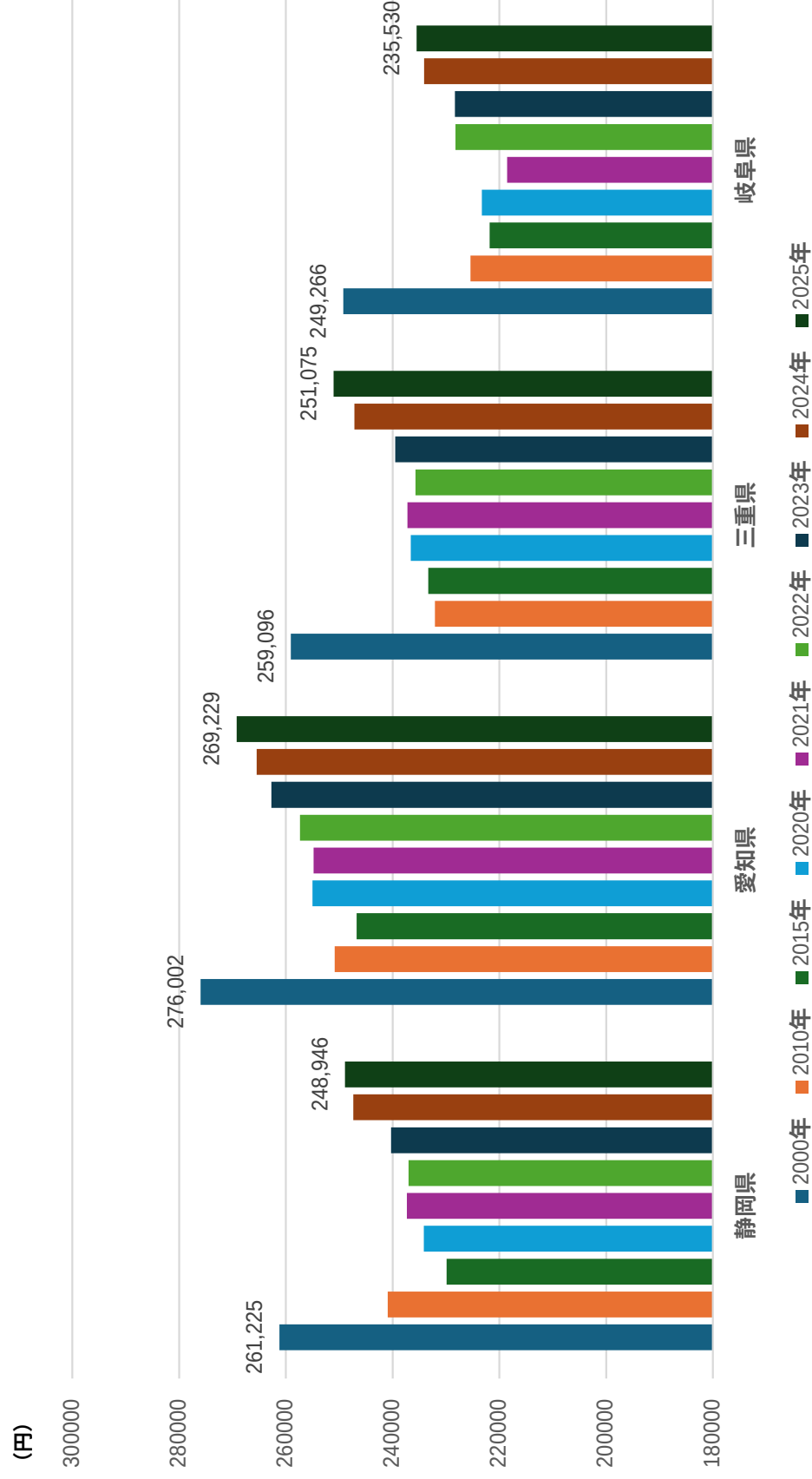
出所：連合岐阜「春季生活闘争最終回答集計結果」 令和8年7月3日公表「第6回（最終）回答集計結果」
厚生労働省「毎月勤労統計調査」（岐阜県、年平均）5人以上規模・常用労働者、岐阜県統計課「毎月勤労統計調査（年平均）」
「岐阜市消費者物価指数」（岐阜市、年平均、2020年基準）

■ 連合岐阜 ■ 所定内給与（常用労働者） ■ コアCPI

コアCPI：総合指数から生鮮食品を除いた指数

7 所定内給与（東海）

○年齢構成や勤続年数の違いなどにより単純な比較は困難であるが、常用労働者の所定内給与は2000年（平均）と2025年（平均）を比較すると、東海地方すべての県で減少している。なお、岐阜県は、13,736円（5.5%）の減少。

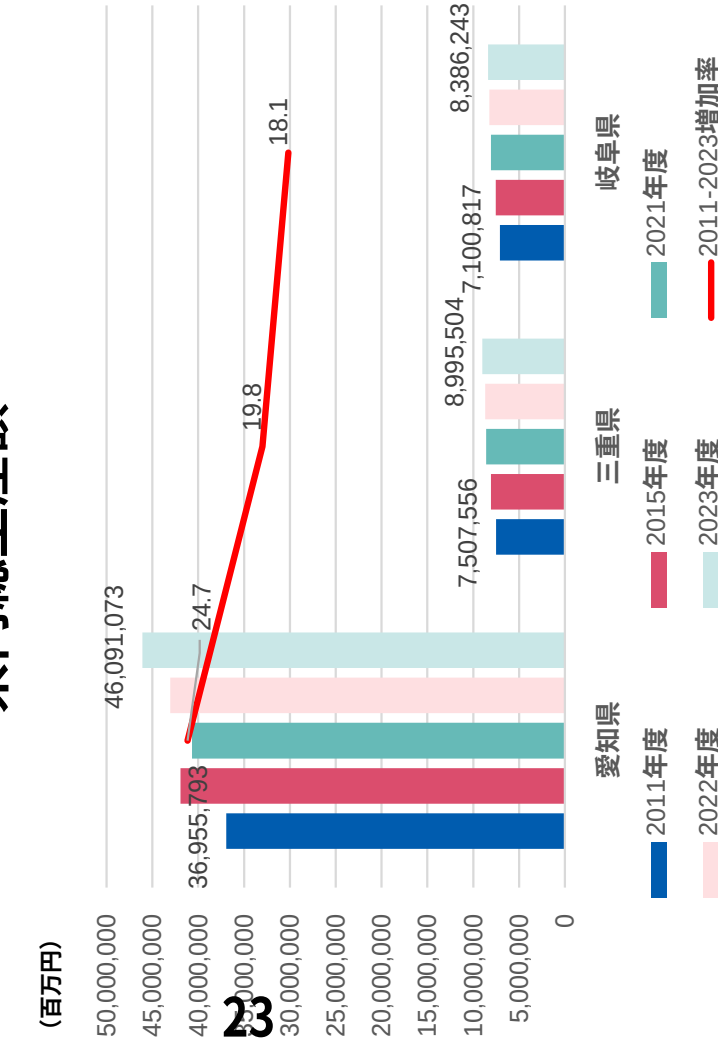


8 県内総生産額と一人当たりの県民所得（東海）

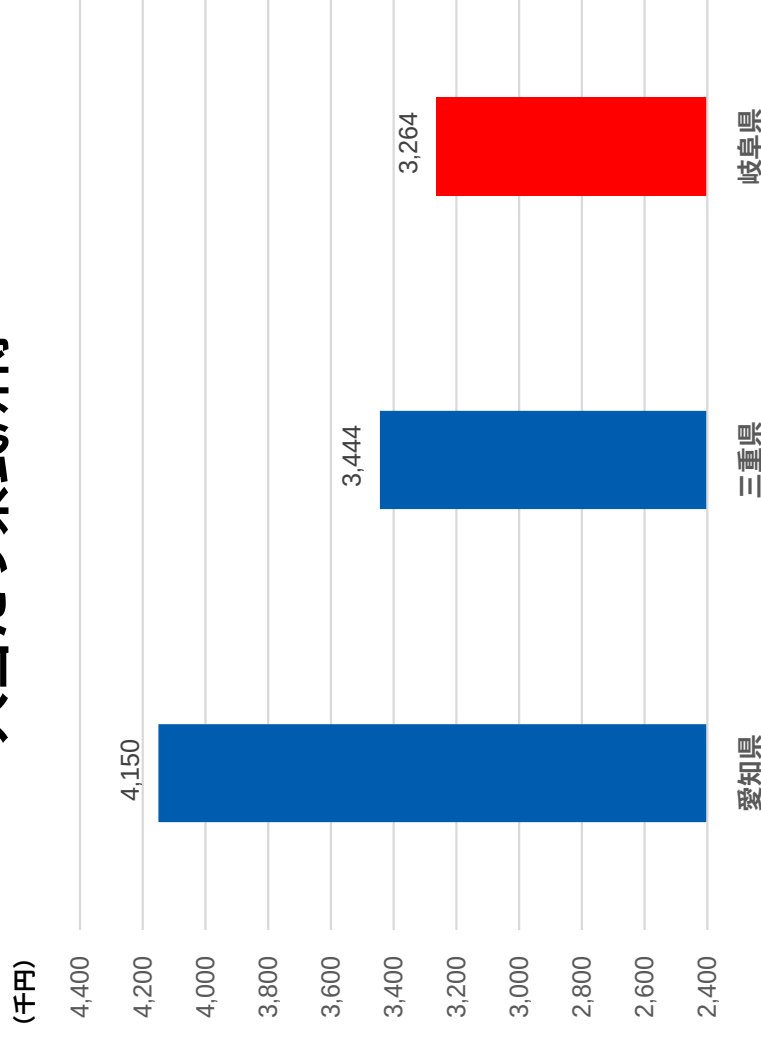
○東海の各県（静岡県除く）において、県内総生産額（名目）の伸び率が最も大きいのは愛知県（2011年度から2023年度までの増加率が24.7%）、岐阜県は（同18.1%）となっている。

○岐阜県の2023年度の一人当たり県民所得は、326.4万円。

県内総生産額



一人当たり県民所得



岐阜県
生活関連物資価格動向調査 5月調査結果から

調査の方法 県事務所職員が県下市町村の小売店（非定点）で価格を調査しています。
 注意事項 平均価格として算出していますが、調査店舗は固定していませんので、数値は、一応の目安としてください。価格は消費税を含んでいます。

石油製品

令和8年5月		県内平均	前回比	前年比	前回価格	前年同月価格
品目		(円)	(%)	(%)	(円)	(円)
ガソリン	レギュラー 1ℓ	170	96.0	93.9	177	181
軽油	1ℓ	158	96.3	98.8	164	160
灯油	配達価格18ℓ	2,661	100.1	111.2	2,659	2,393
灯油	店頭価格18ℓ	2,462	98.4	111.1	2,502	2,216

レギュラーガソリン（1リットル現金売り消費税込み）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
8年度		170										
7年度		181			175			171				177
6年度		176			174			177				185
5年度		168			184			174				177
4年度		171			169			170				168
3年度		153			158			169				177
2年度		130			137			134				148
1年度		150			144			148				141

軽油（1リットル現金売り消費税込み）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
8年度		158										
7年度		160			155			151				164
6年度		155			153			156				165
5年度		148			164			152				156
4年度		150			148			148				148
3年度		133			138			148				157
2年度		109			117			113				130
1年度		130			123			128				121

地域別平均価格

令和8年5月		県下全域	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
品目							
ガソリン	レギュラー 1ℓ	170	164	168	168	174	178
軽油	1ℓ	158	151	154	158	164	164
灯油	配達価格18ℓ	2,661	-	2,616	2,705	2,727	2,574
灯油	店頭価格18ℓ	2,462	2,556	2,439	2,372	2,561	2,394